

平成22年度京都市職員免許・資格職（看護師（経験者））の採用試験を次のとおり実施します。

平成22年4月8日

京都市人事委員会
委員長 彦惣 弘

（以下別紙のとおり）

1 職種及び試験日時等

職種	第1次試験	受付期間
		郵送 [消印有効]
看護師 (経験者)	平成22年5月16日(日) 京都市立病院会議室 午前9時40分～午前11時40分	平成22年4月9日(金) ～平成22年5月11日(火)

2 採用予定者数、採用予定日及び職務内容

職種	採用予定者数	採用予定日	職務内容
看護師 (経験者)	約10名	平成22年7月1日	市立病院, 京北病院, 桃陽病院, 身体障害者リハビリテーションセンター等で看護・助産業務(助産師資格を有している方)等に従事します。

* 採用予定者数については、事業計画等により変更することがあります。

* 市立病院等においては、原則として3交替制勤務となります。

3 受験資格(国籍及び学歴は問いません。)

年齢及び 資格要件	昭和25年7月2日以降に生まれた方で、看護師免許を有する方。
経験要件	看護師免許取得後、医療機関等における看護又は助産業務の経験が1年以上ある方(平成22年6月30日現在)。 * 病院, 診療所, 老人保健施設等において看護又は助産業務を1年以上継続して就業した経験をいい、公的機関での職務経験は含みますが、准看護師, 非常勤のアルバイト, パートタイマーとしての職務経験は該当しません。 * 経験要件について、同一期間内に複数の勤務先がある場合はいずれか一方のみを算定します。 * 最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。
その他の 要件	地方公務員法第16条に該当する方は受験することができません。

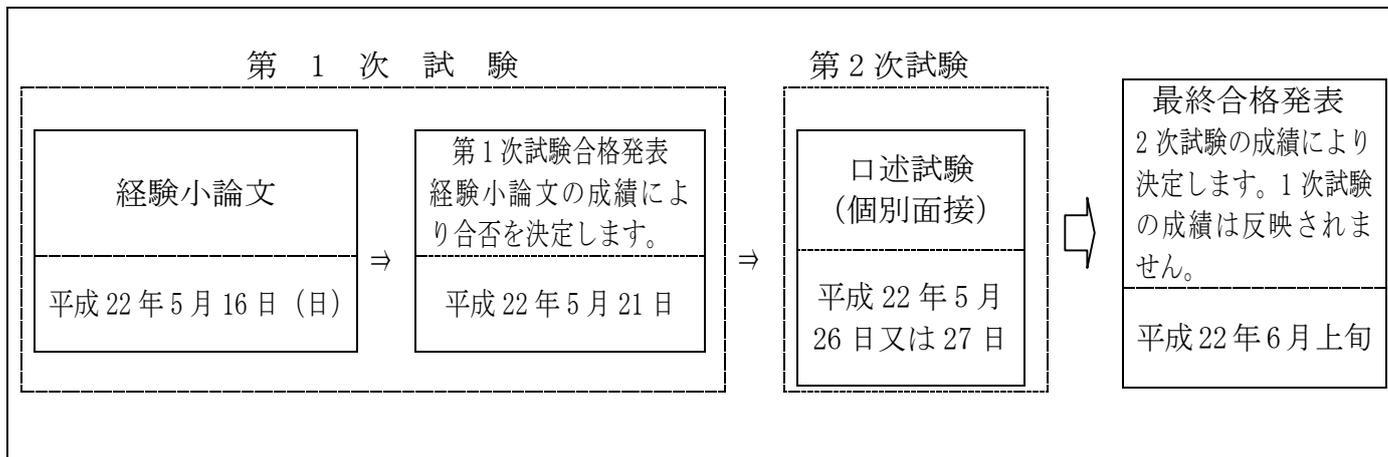
4 試験の方法及び内容

第1次試験	第2次試験
経験小論文 (職務経験に関する内容を問う論文試験) <1200字以内> (1時間30分)	口述試験 (個別面接)

* 原則として、試験時間中の途中退室はできません。

* 過去の小論文試験の課題を当人事委員会事務局のホームページに掲載していますので御参照ください。

5 合格までの流れ



- (1) 第 1 次試験合格発表では、合格者にのみ第 2 次試験の案内を送付します。
- (2) 第 1 次試験合格後、身体に係る健康調査を行います。
- (3) いずれかの試験を欠席又は棄権された場合には、それ以降の試験は受験できません。
- (4) 最終合格発表は、第 2 次試験受験者全員に合否を文書で通知します。
- (5) 合格発表は、市役所の掲示場（河原町御池北西角）に発表の日から 1 週間掲示します。また、当人事委員会事務局のホームページでも掲載します。電話での合否の照会には応じられません。
- (6) 試験不合格の方で、試験成績の開示を希望される方は、あて先及び受験番号を明記した長 3 号の返信用封筒（80 円切手貼付）を 7 月 9 日（金）までに提出してください。
- (7) 上記表中の日程は、変更となる場合があります。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、選考合格者名簿（原則として 1 年間有効）に登載され、任命権者（市長）からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者はその中から採用者を決定します。なお、近年では、合格者は本人の辞退等を除いて全員採用されています。
- (2) 最終合格者でも試験を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合は、合格を取り消します。
- (3) 最終合格決定後、任命権者の人事担当課から採用についての詳細が通知されます。
- (4) 最終合格後に提出していただく身体検査票の結果、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。
- (5) 採用予定日は、平成 22 年 7 月 1 日です。

7 給 与

看護師（経験者） 職務経験 1 年（短大卒）	2 1 3, 2 9 0 円
---------------------------	----------------

- * 上記の金額は、平成 22 年 4 月 1 日現在の初任給（地域手当を含む。）について示したものです。
- * 職歴等がある方は、その職歴に応じて、京都市職員としての経験年数に加算されることがあります。経験年数に応じた給与の目安は次ページの表を御覧ください。
- * 扶養手当、通勤手当、住居手当、ボーナス（期末手当と勤勉手当の合計額、平成 21 年度支給実績 4.15 ヶ月分）、夜勤手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- * これらの給与は、民間企業従事者や国家公務員の給与水準などに基づいて変動することがあります。
- * 本市では、「京都市職員の給与の額の特例に関する条例」に基づき、基本給の部分について平成 21 年 12 月から平成 23 年 3 月までの間、1.8%減額することとしました。

経験年数	給与の目安 (諸手当を含み、夜勤1ヶ月6回の場合)
職務経験3年(短大卒)	262,800円
職務経験5年(短大卒)	276,100円
職務経験10年(短大卒)	301,100円
職務経験20年(短大卒)	353,200円

* 給与の目安は例示したものであり、職歴の有無、夜勤回数及び他手当等の支給状況等によって変動します。

8 受験申込みの手続 郵送による申込み

申 込 手 続	申込方法	申込書の記入上の注意をよく読んでうえで必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「受験書類」と赤字で書き、簡易書留で送付してください。 受験票は郵送しますので、 <u>返信用の封筒(長3号、あて先明記、80円切手貼付)</u> を申込書と一緒に送付してください。
	申込先	京都市人事委員会事務局任用課 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル6階
	申込期間	平成22年4月9日(金)から平成22年5月11日(火)まで 申込期間中の消印のあるものに限り有効です。
受験票の交付	受験票は4月22日以降順次投函する予定です。試験の2日前になっても受験票が到着しない場合には、京都市人事委員会事務局任用課へ照会してください。	

- * 身体に障害のある方で、試験当日に車いすを使用するなど受験に際して配慮が必要な方は、申込みの際に、必ずその旨を申し出てください。
- * 申込書記載の個人情報、採用試験の目的以外に使用することはありません。
- * 提出された書類は返却いたしません。

9 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、京都市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就いていただくこととしております。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

- (1) 「公権力の行使」に該当する業務

 - ①市民の権利や自由を一方向的に制限することとなる業務
 - ②市民に対し一方向的に義務や負担を課すこととなる業務
 - ③市民に対して強制力をもって執行する業務
 - ④その他公権力の行使に該当する業務(行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど)

◀「公権力の行使」に該当する業務の具体例▶

 - 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
 - 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
 - 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
 - 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

京都市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、

①ラインの課長級以上の職，②本市の基本政策の決定（基本計画の策定，予算の編成，組織，人事，労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当します。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

上記の詳細については、「京都市外国籍職員の任用に関する要綱」等に定められています。

1 0 京都市立病院及び京都市立京北病院の地方独立行政法人化について

京都市立病院及び京都市立京北病院については，平成 23 年度から地方独立行政法人（非公務員型）に移行する予定です。

地方独立行政法人化後の身分や給与面等については，より一層働きがいを持って勤務することができるよう，今後検討を進め，決めていくこととなっています。

1 1 試験会場 京都市立病院（京都市中京区壬生東高田町 1-2）

※必ず公共交通機関でお越しください。

（人事委員会事務局任用課）